

## 市道の認定について

次のとおり市道の路線を認定する。

2011年（平成23年）11月28日提出

藤沢市長

海老根 靖典

整理 番号	路線名	起	点	幅員 m	延長 m
		終	点		
1	鵜沼	鵜沼藤が谷四丁目6864番116地先		4.2	19.5
	882号線	鵜沼藤が谷四丁目6864番34地先			
2	鵜沼	鵜沼海岸五丁目4273番2地先		4.5	54.5
	883号線	鵜沼海岸五丁目4274番地先			
3	辻堂	辻堂六丁目6429番13地先		5.0	21.4
	573号線	辻堂六丁目6429番17地先			
4	辻堂	辻堂東海岸二丁目4番13地先		4.5	25.7
	574号線	辻堂東海岸二丁目4番21地先			
5	藤沢	鵜沼神明四丁目183番19地先		4.5	38.4
	735号線	鵜沼神明四丁目183番14地先			
6	六会	石川三丁目29番34地先		4.2	19.8
	855号線	石川三丁目29番31地先			
7	御所見	瀬郷字大六天600番1地先		4.0 ～ 6.0	65.6
	1059号線	瀬郷字大六天591番4地先			

8	御所見	宮原字六本松 1 2 7 0 番 1 6 地先	4.0 ～ 5.0	150.0
	1 0 6 0 号線	宮原字六本松 1 2 7 0 番 3 地先		

#### 提案理由

鵜沼 8 8 2 号線ほか 7 路線を認定したいので、道路法第 8 条第 2 項の規定により提出する。

#### 参 考

##### 道路法 抜粋

(市町村道の意義及びその路線の認定)

第 8 条 第 3 条第 4 号の市町村道とは、市町村の区域内に存する道路で、市町村長がその路線を認定したものをいう。

2 市町村長が前項の規定により路線を認定しようとする場合においては、あらかじめ当該市町村の議会の議決を経なければならない。

(路線の廃止又は変更)

第 1 0 条 都道府県知事又は市町村長は、都道府県道又は市町村道について、一般交通の用に供する必要がなくなつたと認める場合においては、当該路線の全部又は一部を廃止することができる。路線が重複する場合においても、同様とする。

2 都道府県知事又は市町村長は、路線の全部又は一部を廃止し、これに代るべき路線を認定しようとする場合においては、これらの手続に代え、路線を変更することができる。

3 前 2 項の規定により路線を廃止し、又は変更しようとする場合の手続は、路線の認定の手続に準じて行わなければならない。